

「誤った死刑」 前坂俊之著 三一書房

(1984年3月刊)

(このドキュメントは 1984年3月に「三一書房」から出版したものです。

裁判員制度が2009年5月から始まりますが、約30年前の「日本の刑事裁判の現状はどうであったのか」、「なぜ、誤った死刑が多発したのか」を当時、新聞記者として、警察、検察、裁判所を回りながら、具体的な死刑事件のケースにふれながら、その問題点を考えたものです。

内容的には確かに古くなってはいますが、現在も冤罪を再生産していく構造は余り変わっていません。その点で、旧版のままで、裁判員になった皆さんの参考になればと公開いたしました。差別用語、その他で不穏当な部分もありますが、原文のままで掲載しています。)

第5章 明治の死刑誤判事件②

「死刑から無罪へ」

手続のミスにより死刑が十八年後に棄却されたという珍しいケースも報告されている。

この男は徳島県名西郡高志村、士族・増田敬太郎（当時四十九歳）で明治二十三年に強盗殺人の容疑で、徳島の裁判所で欠席のまま死刑判決を受けた。

増田は十八年間にわたり逃亡生活を続け、死刑をのがれていたが、明治四十一年二月十二日に神戸で捕まった。増田は逮捕後すぐ、欠席判決に対して控訴した。大阪控訴院では審理のため一件書類を徳島地裁から取り寄せた。

三回目の公判で重大な事実が判明した。犯罪当時、作成した検事の起訴状、その訊問調書の筆跡が全く違っていたのである。

当時の刑事控訴法や旧治罪法でも、起訴状は必ず検事の自筆でなければならなかった。そうでない場合は公訴無効となり、被告人は免訴となった。大審院での判例もあり、増田の弁護人らはこの点を追及して公訴不受理を主張した。

当時の担当検事・柳田正介はすでに死亡していた。このため、同控訴院は徳島地裁の監督書記を呼び、この書記が柳田検事と同じ裁判所に勤務していたため検事の筆跡鑑定を要請した。

明治四十一年六月十五日の第四回公判で、増田の起訴状は柳田検事の自署ではないことが判明、弁護士の公訴不受理の申立てに担当検事も同一意見を述べ、堀田裁判長は公訴不受理の判決を言い渡した。死刑が一転して無罪となった。

「同人はその後、正道に立返り、今は多少の小金も貯蓄し妻をめとりて四人の子までありと云ふ、さても何処までも不思議にも運の強い男なりかし」と『法律新聞』五百四号（明治四十一年六月二十日付）は書いている。

これだけなら増田は運よく死刑をのがれたわけでメデタシですむが、問題なのは共犯の二人である。

『法律新聞』四百九十号（明治四十一年五月五日付）では「共犯者二人は既に刑を執行されたる今日、奇態なる事柄と云べし」と指摘しており、共犯者が死刑だったのか、懲役だったかはわからないが、もし死刑執行していたならば、無実の処刑の可能性が極めて高いであろう。

「真犯人の出現で危機一髪助かる」

森長英三郎弁護士の『史談裁判』（日本評論社、一九六六年刊）は明治、大正、昭和の主要な裁判のてんまつを要領よくスケッチした名著だが、そのなかで誤判事件も数多く紹介している。明治の死刑誤判事件にふれた「二つの冤罪事件」の項では次のように書いてある。

「明治三十二年の群馬県の巡査殺しの犯人としてあげられた氏不詳幸次郎と磯吉は死刑を執行されたが、十四年後の大正二年になって真犯人があらわれ、まえの二人は冤罪であることがわかった。明治四十四年、東京府下塚村の鳥屋守屋源蔵殺しの犯人としてあげられた岡本角次郎は冤罪で無期懲役の宣告を受けて服役中であつたが五年後に真犯人があらわれて、真犯人太田滝蔵は大正五年五月六日、懲役二〇年を宣告せられている」

死刑執行後に真犯人が現われるというケースは誤判の悲劇の最たるものだが、この一歩手前までいった例を二、三あげてみよう。

死刑判決があつたり、死刑判決が確定した後に真犯人が出現し、間一髪助かつたという事例である。

「岩手県九戸中野村、村松和三郎が去る三十八年九月二十三日、他より貸金を取立て帰村の途次、同郡大野村、畠山たみ方に立寄りたるに同人の弟、活藤幸太郎の居合せたるより、共に酒食をなし、兩人とも酪酊して夜に入り、共に同家を立出したが、夜、和三郎は何者かに殺害せられしを、後にて発見し、一時同地方にて大評判となりしが、嫌疑はたちまち、幸太郎にかかり、其筋の手に捕縛となり、盛岡地方裁判所において強盗殺人犯として遂に死刑の宣告を受くるに至りしが、幸太郎は此裁判を不服として宮城控訴院に控訴せしが、是また棄却となり、ここに死刑の宣告は確定し、同院検事長より司法大臣に向つて、死刑執行の上申をなすに至りしに控訴公判の官選弁護士、野出鍋三郎は該殺人事件は如何にも幸太郎の所為にあらざるを疑ひ、昨年九月中司法大臣及び宮城控訴院検事長宛に他に必ず犯人あるべきことをるる述したる陳情書を提出せしが、それが為めか、司法大臣は其後、幸太郎に対し死刑執行の命令を発せず、そのままになし来り今回、新たに犯人挙り盛岡地方裁判所に於て遠からず予審終結すべしと」（『法律新聞』四百十四号、明治四十年三月二十日付）

記事はこれ以上なく、裁判のくわしい内容、どうなったかは一切不明である。しかし、この通りならば、死刑が間一髪で助かった極めて珍しいケースだろう。

同じく真犯人の出現で明治四十四（一九一）年から四十五（一九一二）年にかけて司法界近來の一大事件と騒がれたものに沼津三人殺し事件がある。

この事件は同四十三年九月十二日午前一時ごろ静岡県駿東郡沼津町、魚商・池田福次郎（五十六歳）妻モン（四十九歳）養女チカ（十四歳）の三人が殺害された事件で、犯人として同家の雇人、泣賀県甲賀郡佐山村、正木政治（二十四歳）が捕えられ、静岡地裁の検事から殺人罪で起訴された。

ところが、正木は証拠不十分としていったん免訴になった。検事側で抗告の結果、同四十四年七月十日に静岡地裁で死刑が下り、東京控訴院は四十五年四月十日に控訴棄却、大審院でも上告棄却になった。

正木は「警察の拷問で虚偽の自白をした」と無実を主張、あわや断頭台の露と消えんとした矢先、同年七月に真犯人とみられる東京・芝三田四国町百十八番地、米田秀蔵（二十歳）が偽名で滋賀から台湾へ高飛びしようとする寸前を警察に逮捕された。

当時の『郵便報知新聞』などは「真犯人現る」「死刑の冤罪事件」としてセンセーショナルに報道した。司法省でもがぜん大問題となった。

東京控訴院の判決文では一。

「被告は静岡県駿東郡沼津町、魚商、池田福次郎方に雇われ中、明治四十三年九月十二日、福次郎がその居宅において同町杉山伝平と魚代金の勘定を為したる見、不図悪意を生じ主家一族を鑿殺し、金円を強取せんと企て、同夜十一時頃、同家勝手板の間に在りたる鮪切包丁を携へ主人夫婦及び養女、古屋ちかの寝臥せる奥六畳の間に闖入し、包丁を以て先づ主人福次郎の左頸部を斬付け、続て同人妻もんの頂部、後頭部などを、次にちかの右頸側部、顎部等を斬付け何れも創傷を負はしめたるも、被告は其惨状を見、畏怖の念を生じ逡巡して遂に金円強取の目的を執行せず、更らに意を転じ他より強盗押入り前示の凶行を演じ、続いて被告に対し危害を加へんとしたるを僅かに身を脱し、其難を免れたる如く装はんが為め、同六畳の間に建付けある障子を破り、身体を通ずる穴を穿ち雨戸を外づし置き後、屋外に出で強盗強盗と連呼して市中を駈廻り急を告げ救護を求めたり、而して被害者三名は共に右創傷の為め暫時にして死亡した」（『法律日々』明治四十五年八月一日付）

ちょっと読みづらいが、この判決文を読んだだけでも、被告は矛盾だらけで首をかしげたくなるような行動をとっている。

- ①世話になった一家三人を殺すという大凶行なのに、動機は不図悪意を生じ、金を奪おうと思ったと極めてあいまいで弱い。
- ②金を奪う目的が、殺してから怖くなって気がかわり、奪わなかった。
- ③今度は自分が犯人として疑われるのを恐れて、第一発見者になりすまし、強盗に襲われたようにみせかけるため、「強盗」「強盗」と大声で叫び回って、町中に知らせた。

正木は公判では事件当夜、寝衣姿のまま物干に出ると、賊が人目を忍んで裏手の川で血痕の付着した凶器を投げ捨てたのを見たので、物干ざおを伝って下に降り、大声で「強盗」と呼んで追跡したものと主張した。

さらに、(1) 警察のはげしい拷問で虚偽の自白をした(2) 実家は相当の田畑を有する農家で、事件前も衣類や小遣いには不自由しなかった(3) 凶行の前日、同家を解雇された米田がその後、行方不明になっているなどの点をあげ自分の犯行ではないと否認した。

正木のいうように、ドロボウが入り、池田らが気づいたため殺して逃げたのを、正木が追いかけたとすれば、筋は矛盾がなくなるが真偽のほどはわからない。

当初、「司法界近來の問題」「死刑の誤判は現代の進歩せる裁判では容易に肯し難きこと」と大きく報じた『法律日々』も、その後「調査の結果、格別、誤判らしき形跡はない」と否定に傾き、川村東京控訴院検事長の談話を掲載している。

「その後の調べで、真犯人といわれた者は全く別人であったということだ。凶器は被告が川の中に投じたと言供した場所から発見したし、包丁は突端が欠けて、その欠片が被害者の額に打ち込まれていたから、鑑定すると同一のものであった。これらを総合すると、当院の判決は決して誤判でないことを信じて疑わぬ」(『法律日々』明治四十五年八月十五日)と反論している。

『法律新聞』などには、沼津三人殺し事件のその後の記事は見当らない。刑が確定しているため、助かる道は再審以外になく“疑惑”を残したまま処刑されたのかどうかも、不明である。

「財田川・松山事件に相通じる事件」

今日の一連の免田、財田川、松山事件では、いずれも「血痕が微量しか付着していないのは被告たちが洗たくしたからだ」と“洗たく論争”が焦点の一つになっている。

同じような“洗たく”が争点の一つになり、死刑が一転、無罪になったケースが明治四十五（一九一二）年に報告されている。

長野県南安曇郡の魚行商の夫婦が殺された強盗殺人事件で長野地裁は明治四十四年五月三十日に近所の酒小売業、金森宗一に死刑判決を言渡したが、翌年三月、東京控訴院は一転証拠不十分として無罪判決を下した。

東京控訴院が第一審の死刑を取消して、直ちに無罪としたものはそれまでにわずか三件しかなかった。これで四件目だったという。

明治四十三年二月十二日、長野県南安曇郡の共同墓地内の一軒屋に住んでいた魚行商・胡桃幸吉が殺害された。胡桃が多少の金を持ち、この日が旧正月に当たり、前年の売掛金を集金したことを知った金森が幸吉夫妻を殺害して、金を奪おうと計画、同夜自分の桑切包丁を持って侵入、胡桃の頭に斬りつけ、胡桃と妻みいの二人を斬殺したというもの。

『法律新聞』第七百七十八号（明治四十五年三月二十五日付）の「誤判録」でこの第一審判決文を掲げている。それによると、被害者の創傷は金森の桑切包丁によってできたものという鑑定、事件後五日たった三月二十七日に金森が着ていた単衣の左肩付近に血のような汚点がついているのを付近の人が目撃、金森はすぐ水をくみ、土間で自ら洗い落したこと、この単衣に付着した斑点は血斑であるという鑑定一などが死刑判決の理由になった。

東京控訴院が無罪にした理由は『法律新聞』には示されておらず、詳細は不明だが、今、問題になっている免田、財田川、松山事件と時代は隔っているものの、その事件のアウトラインがあまりにもよく似ていることに驚く。

『法律新聞』は、「被告が絶対に犯罪事実を否定せるにも拘はらず、単に被害者の死状、被告が同時刻に外出せりとの点、並びに被告が自ら衣類を洗濯せりとの点、其他空漠たる資料によりて軽率に殺人強盗の事実を認定したるものにして一種の想像の下に之を予断したるの痕跡ある」と指摘、「強盗殺人の如き大事件を裁断するに当り、一の直接証拠なくして間接想像の資料によるの危険は明らか」ときびしく批判した（第七百七十八号）。

明治時代の未整備の刑事訴訟法や刑法、そして弁護士らの在野法曹の今ほど

人権意識、さらに被告となった人々やその関係者の対応という三つの相関関係の中で、一体どのくらいの冤罪や誤判があったのだろうか。

すでに、歴史のヤミの中に埋もれてしまった事件の方が多く、真相は不明で断片的な手がかりしかない。次にあげる事件は、「無罪か有罪か」のいずれが決まったのか不明だが、思わず、吹き出すような公判風景が『法律新聞』の記事で紹介されている。読んだだけで事実誤認ではないかと疑われるケースで他にもこのように数多くの誤判事件があったのではないかと思われる。

一 明治四十三年十月五日、東京・荏原郡大井町で、煎餅屋・北野幸作の実父鉄次郎が殺され、渡辺米吉が起訴された。翌四十四年七月一日、東京地裁で最終公判が開かれた。

『法律新聞』記者はこの法廷に取材に行き、あきれた。同紙第七百二十六号（明治四十四年七月五日付）によると一

「窃盗に入って見つかったので人を殺してまで逃げたという位の被告のことだから、何の位、どう猛そうな面付をしていることだろうと、気味悪く法廷に入って被告を見ると驚いた。被告の米舌は全くの不具者だ。首が変に曲がって六素呆横にさへ動かすことが出来ない位で、日も膨塞って居て見えるか見えぬか怪しい位の人物で、是れで何うして人を殺し得たらうかとまで思ほれた」

この事件も渡辺が所持していた短刀が凶器とされたが、血痕が付着していなかった。検察側は「洗い落としたから、ついていないので、傷口と短刀の寸法が合うので渡辺の犯行に間違いない」と主張した。

弁護側は「渡辺は窃盗はするが、人を殺すような人間ではない。窃盗で米を盗んでも自分がその日食うだけとれば、あとは人にやる。着物を盗めば一枚は自分で着て、他の一枚は人にやるといった自分の生活を保つていくだけのことしかない。被告は不具者で肉体的にも犯行は不可能。短刀も大概のものは同じ形なので、傷口が合うのは当たり前」と反論。

裁判長から「何か言うことはないか」と聞かれた渡辺は「私は悪い奴だが、人は殺さぬ。検事は“私が自殺したいといったのは人を殺したからだ”というが、窃盗で二十年もやられると、出ることが出来ないから、一層自殺した方がよいと言ったものだ」と弁明した。

公判はこれで結審した。この結果がどうなったかも不明だ。

「人権問題を鋭く追及した『法律新聞』」

冤罪の第一歩として“見込み捜査”の弊害がよく指摘される。確かな証拠を探して犯人を割り出していくのではなく、怪しい者を捕えて自白させ、犯人に

仕立て上げるやり方が冤罪を生むことはいうまでもない。

『法律新聞』第二百七十八号（明治三十八年五月十日付）には社説「警察拘留と人権問題」でこうした当時の見込み捜査の横行を批判している。

「今日の警察官は苛くも、挙動の不審なるものあるを認むるや直ちに之を引致し以て、浮浪罪又は道路取締規則違反罪に処し、而して後静かに其罪状を探偵とす。いわゆる罪ありては其犯人を捜索するにあらずして、人を羅致して以て其の罪状を探索す、何ぞ本末を転倒するの、甚しきや、しかも、其自白により時に大罪を探知するの端緒となることあるを以て、功名を競ふもの往々其危険を侵し以て其衝に該らんとす」

この弊害が数は減ったとはいえその後、今日まで続いて冤罪が一向に減らない原因でもある。

当時、定まった住所や職業がない者がはい回していた場合には浮浪罪が適用された。

また道路佇立、無提燈、放尿放歌、脚部露出、浮浪、花奔採折などささないことまで違警罪として警察は取締った。

違警罪による検挙件数は明治三十六（一九〇三）年だけで十七万六千四百二十件、その翌年（明治三十七年）を見ても十五万五千九百六十四件にのぼる。当時の東京の人口は約二百万人なので、約一割弱の者が「微罪中の微罪にして、殆ど罪として論ずる価値に乏しい」といわれた道警罪で捕まったのである。

また、浮浪罪は明治三十六年中の東京管内の数字を見ると浅草区がトップを占めたが、「是れ果して真正の浮浪のみなるやを人出場所と繁華との比例、吾人は熟考せざる可らず」という『法律新聞』の指摘は正しく、明治三十八年の日比谷騒擾事件で多数の民衆が警察官によって傷つけられたことがきっかけで、警視庁への批判が集中する。『法律新聞』では「警視庁廃止論」を何度か掲載している。

浮浪罪、違警罪という微罪で検挙し、あとは見込み捜査、拷問、自白という誤った連鎖が冤罪を生み、最終的には誤判の死刑をも引き起こすのである。

今から七、八十年前に人権問題をここまで鋭く追及した『法律新聞』の存在は現在のマスコミと比べると、先駆的である。

『法律新聞』は明治四十四年七月十五日付の紙面を皮切りに「誤判録」を掲載、数々の冤罪、誤判事件を紹介し、その原因やいかにすれば防げるかのキャンペーンを勇敢に展開した。

そのキャンペーンの中で、続発する誤判に対して長谷川喬東京控訴院長が、明治四十四年四月に管内の各地方裁判所長会議できびしくこう訓示した。

「常識と甚だ懸隔せる司直の徒か、動もすれば無用の拘引を敢てし、被拘引者の身上と迷惑とを考慮するの慎重を欠き、拘引に次ぐ拘引を以てし、遂に人權蹂躪の非難を招くに至りしなり、いやしくも職に司法の府に在るの徒は慎重熟慮し、其被告に対する猶ほ己れの身内に於けるが如くせよ」

これに対して『法律新聞』は「痛快なる訓示」と拍手を送った。
大正に入っても、この「誤判録」は続き、さらに数多くの事例が紹介される。

(つづく) <禁転載>◎